

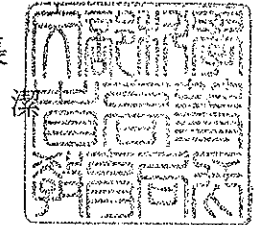
18校文科高第86号

平成18年11月30日

島根県知事 殿

文部科学省高等教育局長

清水



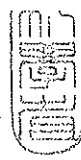
平成19年度開設予定の短期大学の設置について（通知）

平成18年4月27日付けで申請のあった島根県立大学短期大学部の設置については、別紙のとおり認可になりましたので通知します。

なお、認可にあたっては、別添のとおり留意事項が付されておりますので、各事項に留意の上、その実施に遺漏のないようお願いします。

留意事項への対応状況及び教育課程、教員組織等に関する設置計画については、その履行状況を完成年次に至るまで毎年度報告するとともに、設置計画に変更を加えようとするときは、あらかじめ変更内容について届け出てください。留意事項への対応状況等の報告、設置計画の変更に係る届出については、別途文書で連絡します。

| | | | |
|------|--|------|----------------------------|
| 区分 | 公立 | 大学名 | 島根県立大学短期大学部 |
| | | 学部等名 | 健康栄養学科, 保育学科, 総合文化学科, 看護学科 |
| 留意事項 | ・ 設置の趣旨・目的等が活かされるよう, 設置計画を確実に履行すること。また, 開設時から短期大学にふさわしい教育研究活動を行い, その水準を一層向上させるよう努めること。 | | |
| | | | |



18校文科高第86号

認 可 書

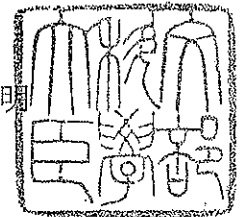
島根県

平成18年4月27日付けで申請のあった島根県立大学短期大学部の設置を、下記のとおり認可します。

については、施設、設備、教員組織等に関する設置計画は、申請どおり確実に履行してください。

平成18年11月30日

文部科学大臣 伊 吹 文 明



記

- 1 名称, 学科, 学生定員, 位置
裏面記載のとおり
- 2 修業年限
2年 (健康栄養学科, 保育学科, 総合文化学科)
3年 (看護学科)
- 3 開設時期, 開設年次
平成19年4月1日, 第1年次

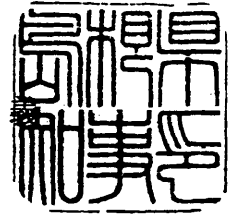
| 大学 の 名 称 | 学 科 名 | 専 攻 名 | 入 学 定 員 | 収 容 定 員 | 位 置 |
|-------------|-----------|-------|---------|---------|--------------|
| 島根県立大学短期大学部 | 健康栄養学科 | | 40 | 80 | 島根県松江市 |
| | 保育学科 | | 50 | 100 | 島根県出雲市〔看護学科〕 |
| | 総合文化学科 | | 140 | 280 | |
| | 看護学科（3年制） | | 80 | 240 | |

島根県立看護短期大学専攻科設置届出書

県大発第 67 号
平成9年9月24日

文部大臣 殿

島根県知事 澄田 信

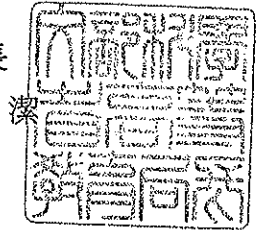


このたび、島根県立看護短期大学専攻科を設置することについて、別紙書類を添えて届け出ます。

18文科高第474号
平成18年11月30日

島根県知事 殿

文部科学省高等教育局長
清 水



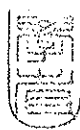
看護師、保健師学校、助産師学校の指定について（通知）

平成18年6月26日付け総第1542号で申請のあった島根県立大学短期大学部看護学科、専攻科地域看護学専攻、専攻科助産学専攻については、平成19年4月1日付けをもって別紙のとおり指定されることになりましたので、通知します。

については、下記の事項に留意の上、その実施に遺漏のないように願います。

記

1. 医療人育成における実習の重要性にかんがみ、その内容の充実に努めること
2. 臨地実習については、実習施設と密接な連携を図り、円滑に行われるように配慮すること。
3. 助産師教育については、十分な出産介助実習が経験できるようにする等、その充実に努めること。
4. 入学者選抜にあたっては、医療人として必要な能力・適性と明確な目的意識を持った者の選考に努めること。



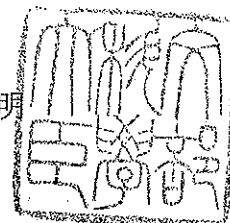
18文科高第474号

島根県

平成18年6月26日付け総第1542号で申請のあった島根県立
大学短期大学部看護学科、専攻科地域看護学専攻、専攻科助産学専攻に
ついては、平成19年4月1日付けをもって保健師助産師看護師法第2
1条第1号、保健師助産師看護師法第19条第1号、保健師助産師看護
師法第20条第1号に定める学校として指定します。

平成18年11月30日

文部科学大臣 伊吹文明

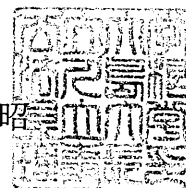


看護師学校
島根県立大学短期大学部 保健師学校 変更届出書
助産師学校

島短出第 73-2 号
平成 19 年 4 月 18 日

文部科学大臣 伊 吹 文 明 殿

公立大学法人 島根県立大学
理事長 宇 野 重 昭



このたび、島根県立大学短期大学部看護学科・専攻科地域看護学専攻・専攻科助産学専攻の設置者の変更について、保健師助産師看護師法施行令第 13 条第 2 項の規定に基づき、関係書類を添えて届出ます。

変更事項、変更理由、変更年月日、変更に伴い措置した事項

1. 変更事項

設置者について島根県知事澄田信義から公立大学法人島根県立大学理事長宇野重昭に変更した。

2. 変更理由

平成19年4月に地方独立行政法人である公立大学法人島根県立大学が設立され、この法人が看護学科・専攻科地域看護学専攻・専攻科助産学専攻がある島根県立大学短期大学部を運営することになったため。

3. 変更年月日

平成19年4月1日

4. 変更に伴い措置した事項

特になし